

財関第174号

平成26年2月24日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

税関発給コードの発給に係る事務処理要領についての一部改正について

税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）等の一部を下記のとおり改正し、平成26年3月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関発給コードの発給に係る事務処理要領についての一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。